

監査公表第7号（令和3年5月28日、県公報第203号登載）

令和2年11月4日から令和3年1月15日実施

随時監査（2次分・3次分）の結果に基づく措置通知（令和2年度）

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月28日

福岡県監査委員

同

同

同

藤山泰三

世利洋介

森行一

長裕海

3保総第265号  
令和3年4月28日

福岡県監査委員 藤山泰三殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
同 長裕海殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	時間外勤務手当について、 時間外勤務の事後確認が適正 に行われておらず、過払いと なっていた。	過払いとなっていた時間外勤務手 当については、当該職員に返納を求 め、既に返納させた。 所属長は、課内の全職員に対して、 時間外勤務を行った職員は当日のう ちに勤務終了時間を確認して実績報 告を行うこと、また直接監督者である 各係長は勤務時間や業務の進捗状況 を確実に確認することを指導した。 部としても、部内全所属長に対し、 令和3年3月1日付公文書で、本注意 事項の周知とともに、再発防止の徹底 を指導した。

3 県土総第 1 1 8 号  
令和 3 年 4 月 2 0 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿  
同 世 利 洋 介 殿  
同 森 行 一 殿  
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 3 年 2 月 8 日 2 監総第 922 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	収入印紙について、需用品等出納整理簿に記載しないまま払出しを行ったため現物と一致せず、適正な管理がなされていなかった。	所属長は、所属職員に対し、収入印紙の管理について、以下の点を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・収入印紙の払出しを行うのは、原則として出納員のみとすること。</li><li>・需用品等出納整理簿は、総務課に備え、適正に管理すること。</li><li>・出納員が、需用品等出納整理簿と現物との突合を定期的に行うこと。</li></ul> 部としても、部内出先機関の長に対し、令和 3 年 2 月 2 日付公文書で、本注意事項の周知とともに、適切な事務処理の徹底を図った。